

生徒心得

常に大垣工業高等学校の生徒としての自覚と誇りをもって生活しましょう。

1 欠席・遅刻・欠課及び早退について

- (1) 欠席・遅刻・忌引は前もって保護者等（緊急の場合は本人）が学校へ連絡する。
- (2) 第1時限の始業後に登校した時は、必ず職員室にて「遅刻届」に必要事項を記入し、教室へ入室する。
- (3) 早退する場合は、必ず職員室にて「早退届」に必要事項を記入し、担当の先生の指示により帰宅する。帰宅後は必ず学校に連絡する。

2 服装・頭髪・持ち物について

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 卒業式やその他指示のあった時は、学生服、ブレザー、スーツ等を着用する。
- (3) 頭髪については、常に清潔感を維持するよう心がける。

3 交通安全について

- (1) 登下校時には、交通マナーを遵守する。
- (2) 自転車通学者は自転車を整備し、事故のないよう心がける。
 - ①担当の先生が自転車を点検後、学校指定のステッカーを貼付する。
 - ②所定の自転車置き場に置き、必ず施錠（ダブルロックが望ましい）する。
 - ③安全に留意し、2人乗りや夜間無灯火走行、傘さし運転等はしない。
(※ヘルメット着用が望ましい)

4 校内生活について

- (1) 授業中の飲料水・ガム・飴等の飲食はしない。
- (2) 授業中スマートフォン等は使用しない。
- (3) 無断早退、授業の中抜けはしない。
- (4) 喫煙をしない。
- (5) 先生に対して、暴力・暴言はしない。
- (6) 公共物等は大切に扱う。

5 校外生活について

- (1) 遊技場・成人向けコーナーのある店舗等、風紀上不健全な場所へは立ち寄らない。
- (2) 未成年生徒は、外泊や午後10時以降の外出、喫煙、飲酒、アルコール類を扱っている飲食店へ出入りしない。

6 普通自動車等の運転免許取得について

(1) 普通自動車・原付・自動二輪車の運転免許取得については原則禁止する。

ただし、普通自動車の運転免許取得に関しては、以下の①～③に限り認める。

①卒業に備えて普通自動車の運転免許を取得する場合

4年生は夏休みに入ってから、三修制の3年生は12月から自動車学校の入校を許可する。

②20才以上の者が普通自動車の運転免許を取得する場合20才以上の者は、随時自動車学校の入校を許可する。

③その他特別な事情がある者

上記①～③の該当生徒は、担当の先生に申し出てから必要書類を提出し、許可を得る。

なお、運転免許を取得したら、速やかに担当の先生に申し出る。

7 普通自動車等の使用について

(1) 普通自動車・原付・自動二輪車による通学は原則禁止する。

ただし、普通自動車による通学に関しては以下の①、②の場合に限り認めるものとする。

①20才以上の者

②特別な事情がある者

上記①、②の該当生徒は、担当の先生に申し出る。その後面接を行い、学校側で審議する。

許可された場合、必要書類を提出する。

(2) 許可を得て自動車を使用するときは、交通規則を守り常に安全運転に心がける。

(3) 万一の事故については、本人、保護者、雇用主で対処する。

(4) 許可後、使用内容に変更があった場合は直ちに届け出る。